

【 太陽光発電に係る補助金と税額控除 】

今回も Vol.6 に引き続き太陽光発電に係る税務について記載します。

太陽光発電設備に係る補助金について

太陽光発電設備の設置により国や地方自治体から補助金が出る場合があります。この補助金は所得税法の定めにより**一時所得**に該当します。一時所得には特別控除 50 万円がありますので、補助金が 50 万円以下の場合には確定申告の必要はありません。

また、確定申告書に所得税法第 42 条の「国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書」を添付すれば、補助金の額を総収入金額に含めないことが出来ます。この場合、個人事業者は太陽光発電設備を固定資産として計上しますが、その取得価額は補助金の額を控除した後の金額となります。補助金の額が総収入金額に算入されないから所得税が課税されないという事ではなく、固定資産の取得価額からも補助金の額が控除されるため毎年の減価償却費が少なくなり、結果として課税の繰延が行われることとなります。

太陽光発電設備に係る税額控除について

太陽光発電設備を設置した場合において、一定の要件を満たすことにより次の税額控除を受けることが出来ます。

住宅借入金等特別控除

住宅ローン等を利用してマイホームの新築、取得又は増改築等をした場合において、一定の要件を満たすときは、その住宅ローン等の年末残高を基に計算した金額を居住の用に供した年分以後の各年分の所得税額から控除することが出来る制度です。

住宅特定改修特別税額控除

一定の省エネ改修工事等を行った場合に、その省エネ改修工事に要した費用の額の 10% に相当する金額をその年分の所得税額から控除することが出来る制度です。住宅ローン等の利用が無くても適用できます。

但し、太陽光発電設備の設置に伴う単独工事はこれらの適用の対象とはなりません。新築等の場合に建物と一体となって太陽光発電設備を設置する工事や、特定の改修工事(居室の窓全部の改修工事)と併せて行う太陽光発電設備の取替え又は取付けに係る工事でなければなりません。

また、これらの特別控除はいずれか一つの選択適用になります。